

栃木銀行口座開設&手続アプリからの口座開設に関する特約事項

第1条（適用範囲）

1. この特約は、「栃木銀行口座開設&手続アプリ」（以下「口座開設アプリ」といいます）から開設した株式会社栃木銀行（以下「当行」といいます）の総合口座（普通預金口座）に適用される事項を定めるものです。
2. この特約は、「普通預金取引規定」「総合口座取引規定」（以下「各種預金規定」といいます）の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとします。
3. この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。

第2条（口座の利用開始）

口座開設アプリからの申込みにより開設された口座は、当行が口座開設手続き後に送付する通帳をお客さまが受領し、当行所定の本人確認手続きが完了した時から利用できます。

第3条（印章の届出）

1. 口座開設アプリからの申込みにより開設された口座の印章は、口座開設後すみやかに別途当行所定の方法により届け出るものとします。
2. 当行は、前項の印章の届け出を受付ける際には、当行所定の方法により本人確認等を行います。
3. 第1項の届け出が完了するまでは、印章の押印を要する当行所定の取り引きはできません。
4. 第1項の届け出前に生じた損害、または第1項の届け出が正当に行われなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

以上

預 Y4886 2021.1